

令和3年度東京都立三鷹中等教育学校いじめ防止方針

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないよう、その情操と道徳心とを培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童などの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

「いじめ問題」にはどのような特質があるのか十分認識する。

日々「未然防止」と「早期発見」とに取り組む。

「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

次の事項は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方（いじめ防止に関する基本的な姿勢）

① いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはいけません。

② 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民他関係者との連携を図る。

学校全体でいじめの防止と早期発見とに取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

(4) 具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りやさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)のグループから故意に外される。

3 いじめへの対応

(1) いじめの防止等の対策のための組織

名 称 東京都立三鷹中等教育学校 学校いじめ対策委員会

構 成 員 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

所掌事項 ① 学校経営計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実施、検証、修正

② いじめの相談・通報の窓口

③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

④ いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡、調整(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(2) いじめの未然防止のための取組

① 生徒

- ・生徒の豊かな情操と道徳心とを培う。
- ・心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加、活躍できるよう指導する。
- ・集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対して支援を行う。

② 教員

- ・いじめは決して許されないという共通認識をもつ。
- ・教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施する。
- ・いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ・いじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

③ 保護者

- ・保護者及び地域に対して、学校の基本方針及び取組についての理解を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ・教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ・個人面談及び三者面談等を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査を行う。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を有効に活用する。
- ・いじめ相談窓口を設置する。
- ・面談や定期的なアンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ・生徒に対するいじめアンケート調査を実施する。

- ・生徒に関する情報について教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながら対応に当たる。
 - ・相談や通報のあった事案は「学校いじめ対策委員会」を通して情報共有に努める。
 - ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、教職員の資質向上を図る。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう、情報モラル研修会等の必要な啓発活動を行う。
- (4) いじめに対する措置
- いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生活指導主任、副校長を経由して校長に報告する。
- ① 対応
- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
 - ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
 - ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合
- ・いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得る。
 - ・いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対して
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
 - ・はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ④ 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合
- ・いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
 - ・必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報したりするなど外部機関と連携して対応する。
- (5) 重大事態発生時の対応
- ① 重大事態とは
- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ② 重大事態の報告
- ア 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
- ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる調査委員会等の組織を設け、調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。